

No.	質問・要望・提案の内容	回答・見解・処理方針の内容
1	<p>【指扇地区】 自治会役員を善意のボランティアに頼りっぱなしもそろそろ限界になってきているのではないかと感じます。時代に合わせた新しい仕組みづくりが必要です。</p> <p>自治会業務のIT化導入による負担軽減 ・インターネットを活用した、回覧板や掲示板での情報伝達により速やかにいつでも容易に閲覧可能でまた、回覧板受け渡しなどがなくなり、コロナ感染拡大予防にも繋がる。 ・IT化導入により業務の負担軽減に伴い、若い年齢層の敷居が低くなり、次期役員の担い手確保に期待する。</p>	<p>少子高齢化、価値観の多様化、ライフスタイルの変化等により、自治会運営の負担が増大している現状があることについては、市としても十分に認識しているところである。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、自治会活動が制限される中、ICTを活用した活動方法導入に向けた支援策が必要と考え、本市の総合振興計画実施計画にも重点取組として位置づけたところである。</p> <p>具体的には、ICTに関する基礎的な講座や、オンライン会議の実施方法に関する講座など、自治会活動に有益な講座や御提案いただいたようなインターネットを活用した情報伝達を可能とする電子回覧板のモデル事業の実施を予定している。 【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p> <p>西区としても、モデル事業等の本庁の動向を注視し、内容等の詳細が分かり次第、西区自治会連合会の理事会などで情報共有を図っていききたいと考えているので、ご理解をお願いしたい。 【西区役所コミュニティ課】</p>
2	<p>【指扇地区】 秋葉の森総合公園南工区予定地の早期公園化の実現について 数10年来計画はあるものの秋葉の森総合公園南工区予定地の公園化整備が実現されていない。年1回の草原の伐採は実施されているものの、環境的にも計画放置の状態は改善を要す。</p>	<p>秋葉の森総合公園南工区の公園整備については、令和元年度から令和2年度にかけて基本計画を策定し、現在、実施設計等を進めているところである。 来年度からは、順次、造成工事等に着手していく予定。 引き続き、早期の公園開設を目指し、設計及び工事を進めていく。 【都市局都市計画部都市公園課】</p> <p>西区としては、今後も進捗状況を都市公園課に確認し、指扇地区自治会連合会長に報告しながら情報共有を図っていききたいと考えている。 【西区役所コミュニティ課】</p>
3	<p>【指扇地区】 公営(区立)駐輪場設立について (1)一級障害者として質問します。公営駐輪場を利用すれば料金の割引を受けられます。西区として、西大宮駅周辺にて、公営の駐輪場設備を要望します。</p> <p>(2)一級障害者が西大宮駅南口自転車駐車場まで、定期利用の申請に行くのは難しいのではないかと。西大宮駅北口自転車駐車場にも人を配置してほしい。 南口と北口、どちらの利用率が高いのか。利用者数によって人員を配置するものと思うので、仮に北口のほうが利用者数が多い場合、北口を有人にするべきである。</p>	<p>(1)現在、西大宮駅周辺には「西大宮駅南口自転車駐車場」「西大宮駅北口自転車駐車場」の2施設の公営駐輪場がある。2施設とも障害者割引を実施しているが、「西大宮駅北口自転車駐車場」については無人管理のため、一時利用では障害者割引を実施していない。定期利用の場合、「西大宮駅南口自転車駐車場」にて申請していただければ障害者割引をご利用できるので活用してほしい。 「西大宮駅南口自転車駐車場」は、有人管理となるので、駐輪場にて障害者手帳を確認させていただき一時利用と定期利用の両方で割引を実施する。 両施設では、自転車、原付(50cc以下)、小型二輪車(125cc以下)の車両を駐輪することが可能。 ご利用方法についてご不明な点などは、施設管理者である一般財団法人さいたま市都市整備公社(電話番号:048-729-6398、FAX:048-645-2775)に連絡してほしい。 【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課】</p> <p>(2)要望があった旨所管課に伝える。 【西区役所コミュニティ課】</p>
4	<p>【指扇地区】 本下水道整備について (1)快適な町作りの観点から、当地区は下水道整備が遅れていると言うより行われていない様に思える。河川の改修に合わせた排水、汚水処理場の新設、整備等の計画について聞きたい。(指扇地区の大半は浄化槽である。) 建設会社がまとめて建設した住宅地・団地には本下水が通っているものの、高木木ノ下地区およびその周辺は昔ながらの住宅については生活用水と雨水のみの下水しか整備されていない。役員会で本下水にしてほしいという要望が出た。</p> <p>(2)なぜ調整区域は下水道整備の区域外になるのか。住民は法律などについてそれほど深く理解しているわけではなく、調整区域だからと言って整備できないと言われても納得できない。</p>	<p>(1)本下水を入れる場合、市街化区域を優先しているが、市街化区域であっても土地区画整理事業区域には本下水を入れておらず、区画整理と同時に下水管をつなげている。指扇駅南側は順次区画整理が進んでいくなかで、区画整理終了間際に整備している。市街化調整区域については、既存住宅団地がある場合本下水を入れている所もあるが、今のところ下水道を整備する予定はない。 【西区役所くらし応援室】</p> <p>(2)調整区域は農地が多い。住宅がある程度まとまっている地域には下水道を整備している場合があり、調整区域だからと言って絶対に整備しないというわけではない。参考までに、令和2年度末におけるさいたま市の下水道普及率は94.0%、西区の下水道普及率は85.4%となっている。 認可区域については後日確認する。 【西区役所くらし応援室】</p>
5	<p>【指扇地区】 公民館の建て替え計画があり、指扇小学校の敷地内に公民館を建てる計画を立てているが、指扇小学校は市街化調整区域内にあるため、公民館内に外部組織の事務所を入れることができず、社会福祉協議会の事務所は入ることができないと言われた。社会福祉協議会の会長は市長なのに何故建てることは出来ないのか。</p>	<p>市街化調整区域内では建物は規制され、一般的な家屋を立てることは出来ず、公共施設及び許可対象物件のみとなっている。公民館は公共施設であるので、公民館のみであれば建てることは出来るが外部組織の事務所は建てる事が出来ない。そのため、公民館内の施設を目的外使用という形で貸し出すことは出来るが、事務所としての施設を建てることは出来ない。 事実関係について確認を取り後日回答する。 【西区役所くらし応援室】</p>
6	<p>【指扇地区】 ゴミ収集所の利用に関する注意喚起 (1)回収は市が行うが集積所の管理は住民側が行うことになっている事の認識を喚起する案内をいずれかのチャンネルを通して欲しい。</p> <p>(2)同時に多くの集積所は自治会などが管理しており、そうじ当番、費用負担などのルールを確認するようだが案内を行って欲しい。たとえば、ゴミ収集場に看板を立てるなど。収集時間が遅いため決められた時間外に出す人や、駅に行く途中でゴミを置いて行ってしまふ人が多く困っている。</p>	<p>まず、現在、毎年4月に市報とともに「家庭ごみの出し方マニュアル」を全戸配布しており、マニュアルの13ページにおいて、ごみ収集所の設置と管理については、利用されている皆さんの責任で行われている旨の記載をすることにより周知をしている。(令和4年度版の家庭ごみの出し方マニュアルにおいても、同様の記載を行う予定) また、さいたま市のホームページの「家庭ごみの収集所」のページ中においても、家庭ごみの収集所は、主に使用している方々で管理、運営していただいている旨の記載をしている。以上のとおり、毎年4月のマニュアルの全戸配布及び市のホームページにより周知をしているが、最近では自治会未加入者も多くなってきており、集積所の管理、そうじ当番、費用負担などのルールが分かっていない方もいるのではないかとと思われるので、西区としても、今後、集積所の管理やゴミ出しのルールについて注意を促すよう、区報やツイッターへの記事掲載による更なる周知をしていくので、ご理解ご協力をお願いしたい。</p> <p>看板については、所管課と相談する。 【環境局資源循環推進部廃棄物対策課】／西区役所コミュニティ課】</p>
7	<p>【指扇地区】 指扇地区の今後の都市計画整備の方向について 西大宮駅周辺を中心とした地域内の近年の都市整備、市街化は目覚ましいものがあります。こうした中、地域内には都市化が制限されている市街化調整区域もまだ多くあります。今後の地域の都市計画整備、用途地域の線引変更等について中長期的な視点からその方向を伺いたい。</p>	<p>まず市街化区域の整備が終わったあと、市街化調整区域を都市計画変更に向け、その後計画変更に伴って下水道等整備されていくため、数年で完了するものではない。 現在西区で計画されているのは、西大宮バイパスの東にある丸亀製麺の手前までが区画整理が終わり市街化区域になったところで、宮前ジャンクションに近いファミリーマートの北側が産業集積拠点区域として整備が計画されエリアが決定したところである。今後計画を立てていくにつれ市街化区域に変更されるようになる。産業振興計画を何年もかけて計画し、その後市街化整備がスタートとなるので、計画が完了するのに長い時間がかかる。 【西区役所くらし応援室】</p>

No.	質問・要望・提案の内容	回答・見解・処理方針の内容
8	<p>【指扇地区】 防災について (1)西区は荒川沿いに位置する為、地政学的にリスクを持ち広域避難先を考える事は理解出来る。我が自治会は西区と北区の境界にあり、避難所開設訓練は北区職員の皆様と対応しています。西区における防災勉強会で感じるのは、北区は西区に比較し若干ですが差があります。今後の広域避難を展開するにあたり、北区・西区の連携を図っていただきたいと思ます。 具体的には、① 避難所における自治会とのネットワーク確立 ② 各自治会の役割等です。 (2)自治会の近くに浅間川が流れており、よく内水が出ます。その際は自治会館に避難させてもらっているが、水害の警報が出た時に、公園(内野本郷大空公園)を駐車場に開放して下さい。</p>	<p>(1)西区としても、北区との連携強化は必要不可欠と考えている。来年度、広域避難先避難所運営委員会との連携強化を図るため、顔合わせの場の設定、避難所運営委員会の参加及び合同避難訓練の実施等を北区と検討している。北区自治会連合会の理事会へも2回ほど説明をし、連携についてご理解をして頂いた。今後西区総務課・北区総務課で連携を図りながらネットワークの強化に努めていきたい。 【西区役所総務課】 (2)内野本郷大空公園について、通常時は車を駐車することを想定していないが、緊急時には一部を開放することもやむを得ないと考えている。 ただし、公園は地域の避難場所としても機能すること、また構造上車が乗入れできる場所も限られることから、使い方については、地元自治会をはじめとする皆様の総意であることが不可欠と認識している。 北側部分は、土の広場となる予定だが、内野本郷自治会要望があったため、今後、一部に10台分が駐車可能な緑化マットを整備する予定である。 【都市局都市計画部都市公園課】</p>
9	<p>【指扇地区】 (1)特養「ひかわ」前歩道整備の現状 整備計画はどの程度進んでいるのか？ （「ひかわ」前歩道は北側に集中し危ない状況） (2)指扇北小学校は児童数が急激に増加している。そんな中、歩道の整備に何年もかかるのは遅すぎるのではないか。</p>	<p>(1)西区大字高木の歩道整備事業のスケジュールについては、R3年度に設計・用地測量を行っており、R4年度には物件調査、R5年度に用地買収、事業が順調に進んだ場合、R6年度以降に着工する予定。 【建設局北部建設事務所道路安全対策課】 (2)令和2年度に指扇北小学校PTAの方から歩道橋を設置してほしいという要望があったが、歩道橋を渡った先のひかわ前に歩道がなく、近年バリアフリーなどの観点からも歩道橋の設置は減少しているため、現実的ではない。地元の自治会長の方と一緒に現地を確認したが、警察から横断歩道を作った場合、渡った先に子供が溜まるスペースが無く危険であるため、横断歩道は設置できないと言われた。令和3年度当初から地主の方や氷川神社の神社総代の方と相談してきたが、通常であれば5年ほどかかることで、1年で話が進むのは地元の方の協力があってこそである。なるべく早く進められるよう所管課に連絡していくのでご理解いただきたい。 【西区役所くらし応援室】</p>
10	<p>【指扇地区】 交通安全対策について (1)県道さいたま鴻巣線、青木信用金庫前のゼブラゾーン付近で何年前かに事故があったため、横断を防ぐ目的でゼブラゾーン内に入らないようブロックが措置されたが、それによりブロックの入り口付近に車を停める人が現れ、指扇住友団地から鴻巣線に出る際非常に見づらく危ない状況になってしまっている。ゼブラゾーンへの侵入・駐車防止措置について従前から市担当課に要望しているが、予算の理由等により未だ実施されず危険な状態が続いている。区からも、早急な実施を強く要望して欲しい。 (2)住宅内の中央通りを外部からの車両がかなりの速度で走行する事例が頻発しているため、速度抑制のための表示等の措置を講じるようお願いしたい。 (3)交通安全対策はどこが担当なのか。ゼブラゾーンについて区役所に相談に行った際、担当ではないと断られてしまった。どこに相談すればいいのかかわからないので、まずは西区役所で対応していただきたい。</p>	<p>(1)予算執行状況をみながら、今後(令和4年2月～令和4年度)ゼブラゾーンへの侵入・駐車防止措置を予定している。 【建設局北部建設事務所道路安全対策課】 (2)西区くらし応援室において、速やかに現地確認をし、「スピード落とせ」等の注意喚起の看板の設置について、具体的な検討を進めたいと考えている。については、改めて自治会さんにご相談させていただくので、よろしくお願したい。 【西区役所くらし応援室】 (3)規制線(止まれ等)や信号については警察の管轄となる。ゼブラゾーンや路面表示の修繕や、看板の設置についてはくらし応援室にて対応する。 区内のことであれば、まずは西区役所くらし応援室が相談窓口として対応する。 【西区役所くらし応援室】</p>
11	<p>【指扇地区】 自治会組織再編成の考え方について (1)清河寺南部自治会の組織する地区範囲は、滝沼川以東の西大宮3丁目・4丁目、大字清河寺地区ですが、西大宮3丁目・4丁目の住宅戸数が急激に増加しており、自治会加入戸数も同様であります。 又、自治会活動は清河寺北部自治会(組織する地区範囲は、大字清河寺、西大宮4丁目の一部)と従来から合同で1つの自治会館(清河寺ふれあい会館)を拠点として活動してきました。当然のことながら、会館使用も手狭となってきており、今後大きな課題になるものと思います。そこで、市として今後、西大宮1丁目～4丁目という地区割がはっきりしており、人口増加も見込まれる中で、自治会を組織する基本的考えをお聞きしたい。 (2)先日避難者行動要支援者名簿をいただいたが、自治会に加入していない方も自治会が見なければならぬのか。また、民生委員も自治会が選出しているが、やはり自治会に加入していない方も自治会が見なければならぬのか。自治会の加入が任意なのはわかっているが、なるべく全員が加入するような仕組みを考えてほしい。 民生委員の選出については、1自治会1人選出するようにすれば、もっと選出しやすくなるのではないかと思う。 上尾では自治会活動に対してさいたま市とは違った援助金が出るようだが、そういった制度も検討してほしい。</p>	<p>(1)自治会は、住みよい豊かな地域社会づくりを目的に一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される任意の住民自治組織である。 核家族・少子・高齢化の進行、犯罪の増加などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変わってきている。それに伴い子育てや福祉、防犯など、地域社会が抱える課題も広範囲にそして多岐に及んでいる。こうした課題を、互いに手を取り地域力を合わせて、その課題に向けて取り組んでいくために組織するものが自治会であると考えている。 また、そこに住んでいる誰もが住んでよかったと言えるような地域社会の実現に向け地域全体の様々な課題を解決していくと同時に、住民相互のコミュニケーションづくりの中心となるのが自治会であるとも考えている。 このような自治会の基本的な考え方の中で、ご質問のような人口増等に対し、自治会館の利用を含め、住民のニーズに対してよりきめ細やかな対応をしていくのが難しくなるのではないかと懸念されるのは、ごもっともなことだと思う。 ひとつの案として、きめ細やかな対応が、また、コミュニケーションづくりが難しいと感じることが多くなったという状況になった場合には、大きくなった自治会を細分化し、再編成する検討をしても良いのではないかと思いますので参考にさせていただければ幸いです。 その際に、自治会館を新たに建設したいが補助の要件はとか、運営費の補助制度はあるのかなど自治会に対する支援制度等の内容についてお知りになりたいことがあれば、コミュニティ課の職員が説明に伺い、できる限りの支援はさせていただきたいと考えているので、遠慮なくご相談いただきたい。 【西区役所コミュニティ課】 (2)これまでは、地縁によるコミュニティである自治会に、その地域に住んでいる人間が加入するのは自然なことであったが、近年は任意の団体であることや新しい人口が増えていることから加入率が下がってきている。市としても市民との協働を掲げている以上、自治会とともにまちづくりを進めていきたいと考えている。民生委員や避難所の運営、避難者行動要支援者名簿など多くのことを自治会にお願いしているのが現状である。これ以上自治会の加入率が下がらないよう自治会とともに知恵を出し合って考えていきたい。 【西区役所コミュニティ課】</p>
12	<p>【指扇地区】書面回答 役員改選について 長期間議論しても、結論が出ず最終的にアマダくじという選択方法がお決まりですが、一定の不文律で選出出来る様アドバイスをお願いします。</p>	<p>日頃、自治会長さんにおいては、様々な自治会用務に追われる中、役員を選出について、大変苦慮されていることと察している。 選出方法には色々な方法があるが、順番制や推薦、くじ引きなどが代表的な選出方法と思われるが、事務の引継ぎや公平など、どの方法を採用したとしても、一長一短があると思われる。 役員を選出につきましては、自治会によって様々のようだが、どの自治会でも公平になるようにという点で苦勞をされているようである。 一定の不文律で選出できるようにという観点から決めたいということであれば、順番性やくじ引きなどの選出方法を、会則の中に規定するのではなく、総会において議題に挙げた承(議決)をもらい、自治会員に周知する方法を採用するののも一つの案ではないかと考えるが、その際には、メリットやデメリットをよく検討することが必要ではないかと思う。 本案件については、大変難しい課題だと感じている。当課としても、引き続き先進事例があるかなど研究をしていきたいと思っているので、ご理解をいただければ幸いです。 【西区役所コミュニティ課】</p>

No.	質問・要望・提案の内容	回答・見解・処理方針の内容
13	<p>【指扇地区】書面回答 図書館の設置について 指扇や高木地区の子育て世代が増えていると思いますが、今後図書館等の新設や移設の予定はありますでしょうか。</p>	<p>本市の公共施設は、全市的かつ総合的な視点から公共施設の効果的・効率的な管理運営を推進するための方針である「さいたま市公共施設マネジメント計画」に基づいて整備を進めている。</p> <p>「さいたま市公共施設マネジメント計画」の中で、図書館については、中央図書館を含めて、人口集中地区及び市街化区域の半径2km圏に1施設を配置となっている。現在のところ、指扇や高木地区に新たな図書館の新設や移設の計画はないが、中長期的な人口動態等を見据えたうえで、「さいたま市公共施設マネジメント計画」との整合性を図りながら検討していくものと考えている。</p> <p>【教育委員会事務局中央図書館管理課】</p>
14	<p>【指扇地区】書面回答 住環境の改善について 太陽ヶ丘団地南側に隣接する作業場から発する騒音・振動及び土埃を防止するための行政指導をお願いします。</p>	<p>市民から、事業活動に伴い発生する騒音、振動等の公害について、相談が寄せられた場合、必要な調査を行い、その結果を基に発生源に対し配慮要請を行う。</p> <p>調査では、規制基準等の法令に基づき、騒音・振動等の大きさや発生状況、申立人宅との位置関係等を基に生活環境保全上の支障について現地を確認を行う。</p> <p>【環境局環境共生部環境対策課】</p> <p>なお、本件については、くらし応援室からも所管である環境対策課へ情報提供しており、現地確認と事業場への配慮要請を環境対策課にて行う予定である。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>
15	<p>【指扇地区】書面回答 道路整備について 当地区は現在U字溝の整備をさせていただいているが道幅が狭く車のすれ違いでのトラブルが発生しているが拡張に関しては地元主動以外にないのか？</p>	<p>本市では、都市計画道路をはじめとする幹線道路を優先的に整備するため、「さいたま市道路整備計画(第3期)」を策定し、限られた財源の中で早期に整備効果発現が期待される路線を選定し、事業を実施している。</p> <p>ご質問の高木地区の道路拡幅については、現在の道路整備計画に位置付けられていないため、未定となっている。</p> <p>【建設局土木部道路計画課】</p> <p>さいたま市には、道路幅員が4mに満たない狭い道路が多くある。狭い道路は、消防・救急等の緊急活動の妨げになるだけでなく、歩行者等と車がすれ違いできないなどの交通安全や防災上など市民の生活を守るうえで解消に努める必要がある。</p> <p>こうした道路幅員4m未満の生活道路につきましては、申請に基づき、沿道の市民の皆様と行政が協力して道路の拡幅整備を進める「暮らしの道路整備事業」で整備を実施している。この事業は、要望幅員(最低4m)に拡幅するため、道路後退用地を本市に無償寄附していただくことで道路整備を行うものである。</p> <p>道路拡幅のための支障工作物の撤去や、用地の寄付等に承諾いただく必要があることから、円滑に工事を進めることができるよう、地元の皆様に申請をいただき事業を進めている。</p> <p>【建設局土木部道路環境課】</p>
16	<p>【指扇地区】書面回答 生活環境の改善について 生活ごみ集積場の管理について市廃棄物対策課事業系ごみ係のパトロールで自治会への要望がありましたが、市区と地元の役割分担について(地元ではこれ以上の管理向上は難しい)</p>	<p>家庭ごみの収集所は、地元のご利用になる皆様で設置位置等を決め、維持管理を行っていただいているものであり、市の役割として、ごみ収集所に出されたごみの回収を定期的に行うこととなっている。</p> <p>また、廃棄物対策課及び区のくらし応援室では、ごみ収集所の利用案内看板や、事業活動により排出されるごみを収集所へ出すことの禁止看板、さらには不法投棄の警告看板等を用意しているので、必要な場合にはご連絡くださるようお願いしたい。</p> <p>【環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>
17	<p>【指扇地区】書面回答 滝沼川浚渫の工事追加の依頼 JA指扇支店前の滝沼川についても早急に浚渫をお願いしたいが、今期出来るものかどうか？</p>	<p>準用河川滝沼川につきましては、毎年100m3程度の浚渫を実施しており、今年度も別紙案内図箇所の浚渫を1月下旬から2月下旬にかけて実施しております。今回ご要望いただきましたJA指扇支店前の箇所につきましては、土砂の堆積が見られることから、次年度以降に浚渫を実施したいと考えております。</p> <p>【建設局北部建設事務所河川整備課】</p>